

国立大学法人東京農工大学非常勤職員給与取扱細則の一部改正

国立大学法人東京農工大学非常勤職員給与取扱細則を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>別表第1 事務、技術、技能及び労務に関する職務を補佐する職務</p> <p>一 採用から3年の期間 (表は省略)</p> <p>二 3年を超えて雇用される期間 (表は省略)</p> <p>この表は、就業規則第7条第3項の規定の適用を受ける者に適用する。この場合において、本表の適用を開始する月は、<u>当初の採用日</u>が属する月(その日が月の中途であるときは、その日の属する月の翌月)とする。</p>	<p>別表第1 事務、技術、技能及び労務に関する職務を補佐する職務</p> <p>一 採用から3年の期間 (表は省略)</p> <p>二 3年を超えて雇用される期間 (表は省略)</p> <p>この表は、就業規則第7条第3項の規定の適用を受ける者に適用する。この場合において、本表の適用を開始する月は、<u>事務補佐員等としての有期労働契約の期間の始期</u>が属する月(その日が月の中途であるときは、その日の属する月の翌月)とする。</p>	

附 則(細則第2号)

この細則は、平成26年4月1日から施行する。